

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当支給関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定審査、支払管理、統計処理等の受給者(世帯)管理を行い、手当を支給する。 特定個人情報ファイルは、情報提供ネットワーク等を介して次の事務に使用する。 ①児童扶養手当認定審査(住民基本台帳、所得、年金、保険、障害者情報、公金受取口座、戸籍関係情報の照会) ②受給資格の照会に対する情報の提供 申請書類等の受入は、窓口や郵送以外にサービス検索・電子申請機能による申請データの受領も行う。 手続き対象者への通知は、現行の郵送等のほか、マイナポータルによる通知機能も利用。
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、総合宛名システム、サービス検索、電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当受給者台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項(別表 第56、135の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第29条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81、160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子供すこやか部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所 総務部 総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 TEL055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への研修を行っている。(eラーニングによる研修等)

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5評価実施機関における担当部署	子育て支援課長 西海 好治	子育て支援課長 太田 孝生	事後	
平成31年4月1日	I-5.②	子育て支援課長 太田 孝生	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和5年6月15日	I-1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定審査、支払管理、統計処理等の受給者(世帯)管理を行い、手当を支給する。 特定個人情報ファイルは、情報提供ネットワーク等を介して次の事務に使用する。 ①児童扶養手当認定審査(住民基本台帳、所得、年金、保険、障害者情報の照会) ②受給資格の照会に対する情報の提供 申請書類等の受入は、窓口や郵送以外にサービス検索・電子申請機能による申請データの受領も行う。 手続き対象者への通知は、現行の郵送等のほか、マイナポータルによる通知機能も利用。	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定審査、支払管理、統計処理等の受給者(世帯)管理を行い、手当を支給する。 特定個人情報ファイルは、情報提供ネットワーク等を介して次の事務に使用する。 ①児童扶養手当認定審査(住民基本台帳、所得、年金、保険、障害者情報、公金受取口座関係情報の照会) ②受給資格の照会に対する情報の提供 申請書類等の受入は、窓口や郵送以外にサービス検索・電子申請機能による申請データの受領も行う。 手続き対象者への通知は、現行の郵送等のほか、マイナポータルによる通知機能も利用。	事後	
令和5年6月15日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一 37の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第29条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項(別表第一 第37、101の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第29条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項	事後	
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 57の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(第7号)第31条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(第7号)第12条、19条、35条、36条、44条	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 第57項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という)第31条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116、121項) 別表第二の主務省令 第12条、19条、35条、36条、44条、59条の4		
令和5年6月15日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援課	子供すこやか部子育て支援課	事後	
令和5年6月15日	I-8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 保健福祉部 子育て支援課 Ⅸ-055(262)4111	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 Ⅸ-055(262)4111	事後	
令和5年6月15日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日	事後	
令和5年6月15日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日	事後	
令和5年6月15日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(提供)	十分である	事後	
令和7年2月28日	I-1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定審査、支払管理、統計処理等の受給者(世帯)管理を行い、手当を支給する。 特定個人情報ファイルは、情報提供ネットワーク等を介して次の事務に使用する。 ①児童扶養手当認定審査(住民基本台帳、所得、年金、保険、障害者情報、公金受取口座関係情報の照会) ②受給資格の照会に対する情報の提供 申請書類等の受入は、窓口や郵送以外にサービス検索・電子申請機能による申請データの受領も行う。 手続き対象者への通知は、現行の郵送等のほか、マイナポータルによる通知機能も利用。	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定審査、支払管理、統計処理等の受給者(世帯)管理を行い、手当を支給する。 特定個人情報ファイルは、情報提供ネットワーク等を介して次の事務に使用する。 ①児童扶養手当認定審査(住民基本台帳、所得、年金、保険、障害者情報、公金受取口座、戸籍関係情報の照会) ②受給資格の照会に対する情報の提供 申請書類等の受入は、窓口や郵送以外にサービス検索・電子申請機能による申請データの受領も行う。 手続き対象者への通知は、現行の郵送等のほか、マイナポータルによる通知機能も利用。	事後	
令和7年2月28日	I-1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバー、総合宛名システム、宛名システム、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、中間サーバー、総合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和7年2月28日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項(別表第一 第37、101の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第29条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項(別表 第56、135の項) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第29条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項	事後	
令和7年2月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 第57項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報が定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という)第31条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116、121項) 別表第二の主務省令 第12条、19条、35条、36条、44条、59条の4	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81、160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	
令和7年2月28日	I-9 規則第9条第2項の適用	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和7年2月28日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年2月28日	II-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年2月28日	IV-8 人手を介在させる作業	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和7年2月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	